住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、離職や休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則３ヶ月（最大９カ月）家賃相当額を自治体から**家主さんに支給する制度です。**

対象者は？

離職・廃業から２年以内（要件に当てはまる場合は最大４年）または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

※学生の場合、親などの扶養（健康保険等）に入っておらず、仕送り等を受けず自分のアルバイト収入のみで生活を維持していたが、減収により給付要件を満たした方。

＜厚生労働省　住居確保給付金ＱＡによる事例＞

〇児童養護施設を出て大学に通う学生など、事情により両親を頼ることや扶養に入ることもできず、生計維持者として専らアルバイトで学費や生活費などを賄っていたがアルバイトが無くなり、別のアルバイトを探している場合

〇生計維持者であり、内定取消を受けたため次の就職先を探している場合

主な給付要件は？

項　　目	チェック欄
離職・廃業をした日から２年以内（要件に当てはまる場合は最大４年）、または個人的な理由によらない休業や減収等により、収入を得る機会が減っていますか？	□
世帯全員でⒸ収入基準額を超える収入を得ていませんか？ （収入がⒶ基準額を超えると給付金が一部支給になる場合があります。）	□
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	□
現金・預貯金・債権・株式・投資信託・外貨等の合計が基準の範囲内ですか？（単身：50万4,000円、2人世帯：78万円、3人世帯以上：100万円）	□

東大阪市の基準額(月額)	単身世帯	２人世帯	３人世帯
Ⓐ基準額	８４，０００円	１３０，０００円	１７２，０００円
Ⓑ家賃上限額	３８，０００円	４６，０００円	４９，０００円
Ⓒ収入基準額(上限額)	Ⓐ＋Ⓑ(122,000円)	Ⓐ＋Ⓑ(176,000円)	Ⓐ＋Ⓑ(221,000円)

給付要件をすべて満たし、申請を考えられている方は下記まで

お問合せ先

東大阪市住居確保給付金相談窓口

電話：06－6748－0102

東大阪市長堂1-8-37　ヴェル・ノール布施４階（イオン布施）